

平成21年度神奈川県特別職報酬等審議会委員懇談会の概要

平成21年8月25日(火)

14時00分～16時00分

新庁舎5階「新庁応接室」

1 出席者

- (委員) 会長 柴田 悟一 (横浜商科大学教授)
委員 岡部 光平 (横浜弁護士会会長)
委員 上條 茉莉子 (コペルネット株式会社代表取締役)
委員 杉浦 尚子 (県政モニターOB会副会長)
委員 野村 芳広 (日本労働組合総連合会神奈川県連合会会長)
委員 細谷 明美 (社団法人神奈川県医師会代議員)
委員 堀田 憲司 (神奈川新聞社代表取締役社長)
委員 松尾 美智代 (神奈川県地域婦人団体連絡協議会会長)

(当局側) 羽田副知事、古谷総務部長、松森人事課長

2 議事内容

- (1) 副知事あいさつ
- (2) 神奈川県行政委員の報酬について

3 意見交換の概要

- (1) 神奈川県行政委員の報酬について

事務局から今後のスケジュールについて、日額か月額かの考え方等について説明し、委員から意見を伺った。

(見直しについての考え方について)

- ・ 昭和30年前後に設置された状況が連綿として続いてきているので、一度それを見直す。しかし、それぞれの委員会によっての役割とか責任等もあるので、一律には考えられない。
- ・ 判決に関係なく原則日額に立ち戻って検討する。判決が正しいか正しくないかを議論する場ではない。違反しているか違反していないかではなくて、法律の例外として本県が月額としてきたことについて、今一度妥当かどうか、これを月額としておいていいのかということを考える。月額とするのであれば、時代の流れの中でどういう考え方が通用するのか。

(日額か月額かの考え方について)

- ・ 日額か月額かの考え方の視点というのは勤務日数、職責の内容・軽重以外にない。
- ・ 事前準備に時間がかかっているという点は、月額とする視点ではあまり説得力がない。
- ・ 責任が重いから月額で支払わなければならないという主張はおかしい。
日額で払うということに対しては、非常にすごくプライドを傷つけられるという話があるが、逆に非常に高い技術を要する仕事であれば、日額を高くすることでステータスは図れる。
そこに就いたということが一つのステータスであって、それに対してお金で何らかの評価をする。それは、やったことに対する報酬と考えた方がいい。
- ・ 公務優先に伴う自己活動の制約という点で、例えば兼業の禁止ということであれば、やはりその間、補償されないとおかしい。
- ・ 設立当初と比べて、行政委員会の仕事の回数も少なくなっているし、集まる日数も少ないし、集まって話す時間も少ないし、やる仕事の内容というのが変わってきているのではないか。
- ・ 考え方として、勤務形態は3段階ある。職務内容の重さ、内容から見ても3段階くらいある。
- ・ 日額というのを原則として、月額はいろいろなことがあるからそれを加味してということにするならば、職責等が重いところは月額でもやむを得ないという意見がたぶん出てくるのではないか。
- ・ 人事権を持っているということをも月額の判断基準、月額の議論とすることは納得できない。そこに就いたから人事権を持ったのである。公安委員において、そこに就いたことと、不安で社会から危ない目に遭うということ、それは付帯的であり、このような場合には職責とする意義がある。
- ・ 委員長も委員も月額となっているということ自体、どうかと思う。勤務の重さとか、責務の重大さとかによって変えて、委員長になったら月額とか。あるいは委員は時間で支給するとか。
- ・ 日額か月額かを定める際のロジックを使い分けるということはおかしい。軽重で判断するというのであれば、金額の議論となってしまうし、金額に反映させるということはまさに日額である。けれども、勤務日数が明らかに年間を通じて非常に負担を強いられるということがあれば、これは月額にするべき

ではないか。このロジックの方がすっきりする。

- ・ 明治の頃に働いていた公務員は年俸、臨時の人は日給。常勤の人は年俸で、その年俸を日割りにすると臨時の人の日給が出てくると思う。そしてその仕事の多い少ないをこの行政委員会で判断した場合、監査委員などは常勤に近い形なので年俸や月給のような形で。回数の少ない人は、日給で。
- ・ 月額という視点としては、シンプルに、兼業禁止と、この職にあったら、常時身の危険を感じるというくらいの、出勤の無いときでもそういう職責にある場合、常勤の4分の3以上の勤務日数の場合、月額とする。それ以外は全部、職責の重さとかは、単価に反映させるべきだと思う。
- ・ 今は月額なのだから、経過措置というのはまた別の問題。いきなり日額という訳にはいかない。それぞれの委員さんに納得してもらって、そういうスケジュールで着地させるべき。
- ・ 民間企業の法律顧問というのは、作業の対価ではなくて、その処遇として支給されている。そこに何か係争問題があった場合には、その対価給付として、本当の法律相談をしているような形で払う。法律顧問というのは金額でバランスをとっている。日額という発想ではない。
- ・ 今日の段階では日額、月額の考え方の結論は出ない。

(支給額の水準について)

- ・ 職責の重さとか仕事の内容というのは、結局は金額で返すしかないと思う。支払い方法の問題ではなく、額の問題である。
- ・ 例えば法律家だと、弁護士という人たちの専門能力、国家試験を通った人たちの能力を必要としている訳だから、それなりの対価は払うべき。それは、支払い方法の問題ではなく、能力に対して払うべき。こういうふうに考えれば、人事権が付いているという重いものに就いたのだから、高い賃金を支払いましょうということは考えられる。
- ・ 専門能力あるいは法律的なものというのは我々素人はできないから、やはりそれは対価として支払っていく。日額にするとプライドを傷つけられるという意見もあるが、それなりの対価を支払いますという形で示すべき。
- ・ 日額というのは抵抗があるでしょうから、その方には年俸で。その単価の計算は、日額の人たちを基準に考え直す。見直すという意味はそこにある。
- ・ 選挙をやっている年とやっていない年がまったく同じというのは県

民が納得しない。そういう意味で、年俸制はなじまないということであれば、日当制を基準にする考え方とする。月額を全く否定してる訳ではなくて、基本的に、ベースは月額という考え方をもって、その格好をどういうふうに決定していくかである。

- ・ ケアマネジャーなどは、その資格を取るのにすごい勉強をしている。だから、そういう人に対しては、やはりそれなりの報酬を払わなければいけない。